

# 熊本県公報

第 1 1 9 3 2 号  
平成 22 年 8 月 10 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 県税の収納の事務を委託した旨の告示…………… (税務課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 4
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 4
- 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定に基づく医師の指定…………… (障害者支援総室) 4
- 障害者自立支援法第 54 条第 2 項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定…………… ( // ) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5

### 公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 6
- 換地計画の決定…………… (農村整備課) 7
- 第 1 回熊本県消費生活審議会の開催…………… (食の安全・消費生活課) 7

### 登 載 依 頼

- 初心運転者講習・取消処分者講習を行う指定講習機関の代表者変更…………… (警察本部運転免許課) 7
- 運転免許取得者教育の認定を受けている自動車教習所の代表者変更…………… ( // ) 8
- 熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器の借入れに係る一般競争入札による落札者等の決定…………… (警察本部情報管理課) 8
- 熊本県警察汎用電子計算機の借入れに係る一般競争入札による落札者等の決定…………… ( // ) 9

## 告 示

**熊本県告示第 7 8 8 号**  
 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 5 8 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり自動車税(普通徴収に係るものに限る。)に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、同条第 6 項において準用する同令第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。  
 平成 2 2 年 8 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	収納事務の取りまとめ	平成 2 2 年 7 月 1 日から 平成 2 3 年 6 月 3 0 日まで
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町 8 番地 8	直営店舗又は加盟店舗における収納事務	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号	同上	同上
株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	同上	同上

株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上	同上
株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	同上	同上
株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上	同上
国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地6 65番1号	同上	同上
株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900	同上	同上
株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	同上	同上

**熊本県告示第789号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援A型事業所 「一歩の家」 合志市須屋1627 番30	社会福祉法人 合志福祉会 合志市御代志71 3番13 緒方 規子	平成22年 7月30日	4312900204	就労継続支援A型

**熊本県告示第790号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市楠浦町字梅木迫6436番1、字仁柿6438番4、字上仁柿6470番3、字北横渡6480番1、字峯横渡6486番6、6490番、字西江河内6825番1、6825番2、6825番5、字熊野6829番1、6829番2、字中北野6834番2、6838番、字株野6998番1、字芋白7013番2、字鶴ノ平7159番1、字水無迫7161番1、字大石7172番、字峯横渡6486番1・字西山上6495番1・字中北野6833番1・6834番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第791号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡和水町中和仁字鶴田74番1、75番1、77番、86番2、87番1、87番2、88番1、89番1、93番、95番、96番1、96番3、96番5、97番から99番まで、100番1から100番4まで、100番6から100番8まで、101番1から101番3まで、102番、107番、和仁字和仁淵1203番1、1203番2

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中和仁字鶴田74番1・77番・88番1・96番1・100番8・和仁字和仁淵1203番1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第792号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字豊ヶ鼻5513番19（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上田字豊ヶ鼻5513番19（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第793号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字弥太越2206番、2207番、2200番から2202番まで・2205番・2208番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津奈木字弥太越2200番・2201番・2205番から2208番まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第794号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字告字本野999番9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字本野999番9（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第795号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市古城三丁目1番2、128番1、1番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
古城三丁目1番1・1番2・128番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第796号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第4条に規定する牛
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成22年8月31日（火）	午後1時30分から	農業研究センター畜産研究所 （合志市）

熊本県告示第797号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
内科	中村 亮斉	平成22年7月27日	宇賀岳病院 宇城市松橋町松橋1455-1
泌尿器科	田上 憲一郎	平成22年7月27日	天草地域医療センター 天草市亀場町食場854-1
消化器内科	原田 孝弘	平成22年7月27日	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町1丁目2番1号
泌尿器科	宮脇 格	平成22年7月27日	球磨郡公立多良木病院 球磨郡多良木町大字多良木4210
整形外科	原 賢一	昭和62年1月28日	菊池中央病院 菊池市隈府494
眼科	宮崎 智成	平成18年10月1日	八代総合病院 八代市松江城町2-26
脳神経外科	杉之原 賢治	平成17年5月26日	荒尾市民病院 荒尾市荒尾2600
耳鼻咽喉科	春野 尊	平成21年7月17日	春野医院 八代市北ノ丸町3-37
耳鼻咽喉科	村川 修一	平成19年11月19日	阿蘇温泉病院 阿蘇市内牧1153-1

**熊本県告示第798号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
こがね町調剤薬局	八代市黄金町21番2号	調剤	平成22年8月1日

**熊本県告示第799号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年8月10日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後		
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字外平 1224番1地先から 同市大迫字舂斗 974番1地先まで	前	8.0 ～ 17.7	1,372.4	地基創改(バイパス発生)
			後	8.0 ～ 17.7	1,372.4	
				17.5 ～ 78.5	700.0	

2 区域を変更する期日 平成22年8月10日

## 公 告

## 熊本県公告第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
八代市大福寺町字南高田沖1684番1、同1684番3、同1685番1、同1853番2、同1848番1、同1855番3及び八代市平山新町字一艘取5664番311、784.73平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山55番地3  
株式会社サンテック

## 熊本県公告第455号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字上大谷3880番28、同3882番2、同3883番2、同3884番1、同3884番2及び里道3、710.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字久保田2800番地  
菊陽町土地開発公社

## 熊本県公告第456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字下出口2959番16及び同2959番18  
389.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池市泗水町富納462番地6  
西 久雄、西 ヒトミ

## 熊本県公告第457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字佃2424番2  
499.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市竹迫1974番地  
衛藤 和博

## 熊本県公告第458号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字南沖野5666番57  
485.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市長嶺西三丁目2番26号  
荒木 孝典

**熊本県公告第459号**

県営大津北部地区（第2工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年8月11日から  
平成22年9月7日まで
- 2 縦覧の場所 大津町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第460号**

第1回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。

平成22年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時 平成22年8月18日（水）午前10時から
- 2 開催場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議事概要
  - (1) 熊本県消費者行政推進本部について
  - (2) 熊本県消費者施策の推進に関する基本計画について
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター企画・事業者指導班（熊本県消費生活審議会事務局）  
（電話 096-333-2291）

**登載依頼**

**熊本県公安委員会告示第17号**

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年8月10日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社天草自動車学園 天草市亀場町	天草自動車学校 天草市亀場町 川70番地4	初心運転者講習 取消処分者	代表者の氏名	田中 靖士	平成22年6月23日

亀川70番地4 田中 正友	大矢野自動車学校 上天草市大矢野町中2443番地2	講習			
	牛深自動車学校 天草市久玉町南神鳴子5532番地	初心運転者講習			
株式会社阿蘇自動車学校 阿蘇市一の宮町宮地4507番地 田中 正友	阿蘇自動車学校 阿蘇市一の宮町宮地4507番地の3	初心運転者講習 取消処分者講習	代表者の氏名	田中 啓介	平成22年7月6日

**熊本県公安委員会告示第18号**

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年8月10日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社天草自動車学園 天草市亀場町亀川70番地4 田中 正友	天草自動車学校 天草市亀場町亀川70番地4	代表者の氏名	田中 靖士	平成22年6月23日
	大矢野自動車学校 上天草市大矢野町中2443番地2			
	牛深自動車学校 天草市久玉町南神鳴子5532番地			
株式会社阿蘇自動車学校 阿蘇市一の宮町宮地4507番地 田中 正友	阿蘇自動車学校 阿蘇市一の宮町宮地4507番地の3	代表者の氏名	田中 啓介	平成22年7月6日

**熊情管公告第707号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年8月2日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
 熊本県警察統合OAシステム用パソコン及び関連機器 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 熊本県警察本部情報管理課  
 熊本市水前寺6丁目18番1号  
 電話番号 096-381-2048



- 3 落札者を決定した日  
平成22年6月11日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社  
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額（月額）  
606,060円（うち消費税額及び地方消費税の額28,860円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成22年4月21日

**熊情管公告第708号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年8月2日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県警察汎用電子計算機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県警察本部情報管理課  
熊本市水前寺6丁目18番1号  
電話番号 096-381-2048
- 3 落札者を決定した日  
平成22年7月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社  
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額（月額）  
10,235,925円（うち消費税額及び地方消費税の額487,425円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成22年6月4日